



発行/福岡市中央料飲店組合
〒810-0002 福岡市中央区西中洲 5-15
セントラルパークタワービル 3F
TEL092-751-2208
FAX092-751-8430
URL <http://fcrk.jp>

令和2年度の衛生検査(施設の立入検査)は終了いたしました。お忙しいところご協力をいただきありがとうございました。腸内細菌検査(検便)や点検票の提出がまだのお店は、お早めに組合事務所まで提出してください。**年末年始事務所休業日のお知らせ 12/29(火)~1/4(月)** 時節柄くれぐれもご自愛され、よき新年をお迎えください。

令和2年度 福岡県ふぐ処理師試験／準備講習会開催

- ✚ 試験月日 令和3年3月5日(金)9:00~17:00 実技試験を含む
- ✚ 試験会場 中村調理製菓専門学校(福岡市中央区平尾2-1-21)※駐車場はありません
- ✚ 受験資格
 - ① 中学校卒業以上で、ふぐ処理(有毒部分を除去すること)の業務に従事した期間が3年以上
 - ② 上記以外の者、ふぐ処理(有毒部分を除去すること)の業務に従事した期間が5年以上
- ✚ 受験手続

受付期間 令和3年1月6日(水)から令和3年1月20日(水)まで
 受付時間 午前9時から午後5時まで
 願書配布先 福岡市各区保健福祉センター衛生課
 願書提出先 申請者の住所地または就業地を管轄する福岡市各区保健福祉センター
 提出書類
 ふぐ処理師免許申請書、写真、住民票の写し、ふぐ処理従事証明書、中学校卒業以上の卒業証書の写し(申請時に原本を要持参)または卒業証明書、診断書(申請前1か月以内)、履歴書、受験票、手数料17,000円

(注意)

- ※申請書等用紙は、最寄りの保健所または県庁生活衛生課に請求してください
- ※住民票の写し等書類にはマイナンバーが記載されていないものを提出
- ※改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本または戸籍謄本を提出
- ※ふぐ処理に従事した期間が5年以上であっても、中学校卒業以上の場合は卒業証明書等が必要
- ※申請書を提出するときは印鑑を持参すること(訂正印として使用する場合があります)
- 提出書類が多いので、受付の申請は、期間中早めに余裕をもって行ってください。**

ふぐ処理師試験準備講習会

- 【申込期間】
令和3年1月6日(水)~1月20日(水)土日祝を除く
- 【開催日時】
令和3年2月19日(金)9:30~16:30
- 【開催場所】
福岡生活衛生食品会館 5F 大会議室
福岡市博多区千代1-2-4
- 【受講料】10,000円(ふぐ処理師教本代金を含む)



※受講の手続きは、ふぐ処理師試験手続きの際に保健所窓口にてお申し出ください。

令和2年度 福岡市食品衛生大会受賞者

令和2年11月12日(木)あいれふホール(福岡市中央区舞鶴)にて、食品衛生大会が開催され、組合に加入する7店が優良施設として表彰されました。受賞されたみなさま、おめでとうございます。

【福岡市長表彰 優良施設】

- 美庵(天神2・鞍垣吉政さん/組合会計理事)

【福岡市食品衛生協会長表彰・優良施設】

- あかねや(天神3・永江彰子さん/組合理事)
- 利花苑(大名2・有)利花苑 原田進さん/組合理事)
- やま庄(南区向野2・山口裕二郎さん)

【保健所長表彰・優良施設】

- 福新楼(今泉 1・榎福新楼)
- 旬鮮レストラン Go-coo(大名2・合資会社岡上)
- 厳選洋食 Grill Kajin(大名2・有)モンブラン)

調理師のみなさまへ「調理師業務従事者届」を出しましょう

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法により「調理師業務従事者届」を2年ごとに出すことを義務付けられています。

[令和2年12月31日現在の状況を、令和3年1月15日までに福岡県のHPから電子申請にて提出してください。](#)

福岡県 調理師業務届

検索

※受付は令和3年1月1日より15日まで

まず「[ふくおか電子申請サービス](#)」にて「[はじめて利用する方へ](#)」をクリックして申請者情報登録を行ってください。申請者情報登録後に、キーワード検索欄にて「調理師業務」を検索すると手続き一覧に「調理師業務従事者届」が表示されます(令和3年1月1日以降)。表示をクリックして画面に沿ってお手続きください。

インターネットの環境がない場合は、[所定の用紙](#)での届出も可能です。用紙で提出される方は、福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係まで郵送または持参してください。または組合へお問い合わせください。(☎092-751-2208)

- 調理師業務従事者届の送付先または問い合わせ先
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7(住所記載省略可)
福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係 ☎092-643-3270



モバイル版サイト

—福岡県最低賃金額改定のお知らせ—

福岡県最低賃金が次のとおり改訂されました
令和2年10月1日から

1時間842円(1円アップ)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金引き上げには「業務改善助成金」をご活用ください。

[福岡県飲食店及び接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の申請期間が令和3年2月28日まで延長されました。](#)

【問い合わせ先】

☎0120-110-193

9:00-17:00

(12/29-1/3 を除く土日祝日も受付)